

議案第3号

幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を  
改正する条例

幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに受給者証」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月22日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、医療保険各法において被保険者等の電子資格確認の仕組みが法定化されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。